

令和6年3月13日

川崎市議会議長

青木功雄様

文教委員長

押本吉司

文教委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第 6号 川崎市コミュニティセンター条例の制定について

（原案可決）

議案第 7号 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について

（原案可決）

議案第11号 川崎市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

（原案可決）

議案第12号 川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例の制定について

（原案可決）

議案第13号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（原案可決）

議案第14号 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（原案可決）

議案第24号 川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（原案可決）

議案第30号 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について

（原案可決）

議案第 3 3 号 川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業の契約の締結について
(原案可決、附帯決議を付す)
* 附帯決議案は別紙のとおり

議案第 3 4 号 (仮称) 川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について
(原案可決)

議案第 3 5 号 (仮称) 川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について
(原案可決)

議案第 3 6 号 (仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について
(原案可決)

議案第 3 7 号 訴訟上の和解について
(原案可決)

「議案第 33 号 川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業の契約の締結について」に対する附帯決議案

- 1 本事業の実施に当たっては、市内事業者を育成する観点から、一層の地元活用、地元調達に向けた取組につき、市として適切に対応するとともに、モニタリングや進行管理を適切に行い、適宜議会に報告すること。
- 2 本契約は、令和 22 年度までの長期にわたる契約であるため、契約変更等の対応を行う場合においては、債務負担行為の見直しをはじめ、適宜適切に議会に対し、丁寧な説明を行うこと。また、下請事業者への支払いが適正に行われるよう、適切に対応すること。
- 3 本市内で災害が発生した場合には、市内事業者も被災している可能性を含め、本市の災害復旧に向けた支援を、市外に所在する構成企業から確実に受けられるよう、本市と構成企業との間で災害時支援に関する協定を締結するよう取り組むこと。